

## 第41号議案

### 島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例

第1条 島根県立島根県民会館条例（昭和43年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「別表」を「別表第1」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 会館の有料駐車場の使用料の徴収に関する業務

第9条第2項中「第18条及び第19条」を「第21条及び第22条」に改める。

第14条第4項中「別表」を「別表第1」に改める。

第23条を第26条とし、第18条から第22条までを3条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の3条を加える。

（駐車場の使用料）

第18条 会館の有料駐車場を使用する者は、別表第2に掲げる区分に応じて算出した額の使用料を納付しなければならない。

（駐車場の使用料の減免）

第19条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、有料駐車場の使用料を減免することができる。

（駐車場の使用料の還付）

第20条 既に納付された有料駐車場の使用料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第18条関係）

区 分	単 位（1台につき）	使用料の額
会館を利用する者	3時間を超えて30分までごと	100円

その他の者	30分までごと	100円
-------	---------	------

第2条 島根県立島根県民会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)の表中

円	円	円	円	円	円
32,260	43,020	53,780	64,530	86,040	107,560
38,720	51,620	64,530	77,440	103,250	129,070
12,080	16,110	20,140	24,170	32,230	40,290
14,500	19,330	24,170	29,000	38,670	48,350

を

円	円	円	円	円	円
32,850	43,810	54,770	65,720	87,630	109,550
39,430	52,570	65,720	78,870	105,160	131,460
12,300	16,400	20,510	24,610	32,820	41,030
14,760	19,680	24,610	29,530	39,380	49,240

に改め、別表

第1の1の(2)の表中

円	円	円	円	円	円
2,630	3,510	4,390	5,270	7,030	8,790
5,000	6,670	8,340	10,010	13,350	16,690
9,040	12,050	15,060	19,590	25,620	30,130
1,560	2,080	2,610	3,400	4,440	5,230
1,910	2,550	3,190	4,150	5,420	6,380
1,620	2,170	2,710	3,530	4,610	5,430
1,460	1,950	2,430	3,170	4,150	4,880
1,250	1,670	2,090	2,730	3,560	4,200
6,330	8,440	10,550	13,720	17,940	21,100

3,450	4,600	5,750	7,480	9,780	11,500
5,170	6,900	8,620	11,220	14,660	17,250
4,000	5,330	6,670	8,680	11,340	13,350
4,150	5,540	6,930	9,020	11,780	13,870
3,160	4,220	5,270	6,860	8,970	10,550
3,900	5,200	6,500	8,460	11,060	13,010
2,630	3,500	4,380	5,700	7,450	8,770
2,580	3,440	4,300	5,600	7,320	8,610
3,910	5,220	6,540	7,840	10,460	13,080
1,450	1,930	2,410	2,900	3,860	4,830
720	950	1,200	1,440	1,920	2,400
390	510	640	780	1,030	1,300
780	1,040	1,300	1,570	2,090	2,620
810	1,090	1,360	1,630	2,180	2,730

を

円	円	円	円	円	円
2,670	3,570	4,470	5,360	7,160	8,950
5,090	6,790	8,490	10,190	13,590	16,990
9,200	12,270	15,330	19,950	26,090	30,680
1,580	2,110	2,650	3,460	4,520	5,320
1,940	2,590	3,240	4,220	5,520	6,490
1,650	2,210	2,760	3,590	4,690	5,530
1,480	1,980	2,470	3,220	4,220	4,970
1,270	1,700	2,120	2,780	3,620	4,270
6,440	8,590	10,740	13,970	18,270	21,490
3,510	4,680	5,850	7,610	9,960	11,710
5,260	7,020	8,770	11,420	14,930	17,560

に改め、別表

4,070	5,420	6,790	8,840	11,550	13,590
4,220	5,640	7,050	9,180	11,990	14,120
3,210	4,290	5,360	6,980	9,130	10,740
3,970	5,290	6,620	8,610	11,260	13,250
2,670	3,560	4,460	5,800	7,580	8,930
2,620	3,500	4,370	5,700	7,450	8,760
3,980	5,310	6,660	7,980	10,650	13,320
1,470	1,960	2,450	2,950	3,930	4,910
730	960	1,220	1,460	1,950	2,440
390	510	650	790	1,040	1,320
790	1,050	1,320	1,590	2,120	2,660
820	1,110	1,380	1,660	2,220	2,780

第1の2の表中「12,290円」を「12,510円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。